

糸魚川市立能生小学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 2 月 17 日策定

平成 28 年 2 月 11 日改訂

平成 29 年 1 月 23 日改訂

平成 29 年 6 月 7 日改訂

令和 3 年 4 月 30 日改訂

1 いじめの定義といじめ等の対策に関する基本的な方針

- ・「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・「いじめ類似行為」とは、（上記下線部同様）当該児童が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性※¹の高いものをいう。

※1：「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと

（令和 2 年 12 月 25 日策定 新潟県いじめ等の対策に関する条例 第 2 条(定義)より）

（基本理念）※同条例第 3 条

児童が安心して学習その他の活動に取り組むことにより、健やかに成長することができるよう、学校の内外を問わずいじめ等が行われなくなるようにしなくてはならない。したがって、本校では、全ての児童がいじめ等を行わず、また、他の児童に対して行われるいじめ等を認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめ等が児童の心身に及ぼす影響その他のいじめ等の問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ等の対策を行う。

（学校及び学校の教職員の責務）※同条例第 7 条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で、いじめ等の対策を推進するとともに、当該学校に在籍する児童へのいじめ等があったと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

上記の考えのもと、本校では全職員が「いじめ等はどの学校、学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という認識の基、全校児童が「いじめ等のない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ等防止基本方針」を策定する。

2 いじめ等の未然防止のための取組 ～起こる前の手立てを最優先に～

- 授業中の「プラスのフィードバック」の実施。また、児童が自己有用感や自己肯定感を味わい、「みんなと学習・活動して楽しかった」と思える授業づくり
- 道徳の時間での「生きる」を用いた人権教育、同和教育の実践。そして、いじめ等に憤り、我が事として行動する態度の育成。さらに、「いじめ等をしない、許さない」意識の醸成
- みんなで協力して成し遂げた喜びを味わったり、好ましい人間関係を築き、人間関係を豊かにしたりするような学校行事や体験活動の充実

- わかしおフレンド班（縦割り班）を中心に活動する児童会行事の充実
- 自分のがんばりを自己評価できるようなめあて・評価カードの工夫
- 日常的な職員間の連絡・情報交換
- 学校・学年だよりなどによる基本方針の周知
- 基本方針のHPへの掲載

3 いじめ等の早期発見のための取組

- 学級担任や養護教諭、そして、全職員で児童の表情や行動等の変化※²を察知して、適時の教育相談
 - ※2：擦り傷、あざ、衣服の汚れ、登校渋り、食欲不振、遅刻、欠席、自己否定的な言動、感情の激しい起伏、友だちとの遊び方や友だちに対する言動
- 毎月実施する学校生活アンケートを受けた、児童の悩み・人間関係の把握に基づく教育相談
- いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、教師の積極的な働きかけと、児童への安心感の醸成と、即時の問題確認
- 気になる児童がいる場合は、生活指導主任への連絡や、毎週水曜日の「子どもを語る会」での報告等で共有し、より大勢の目での当該児童の継続的な支援

4 いじめ等の早期解決のための取組

- いじめ等に対する児童・保護者の訴えや、教職員からの報告があり次第、市教育委員会に概要を報告（指導を仰ぐ）
- 即時、「不登校・いじめ等対策委員会」（構成員：校長、教頭、教務主任、生活指導主任、特別支援コーディネーター、該当担任、養護教諭、スクールカウンセラー等）を開催し、いじめ等の情報共有、関係のある児童への事実確認の聴取
- 状況調査に基づき、指導や支援の体制・対応方針の決定と実施

【いじめを受けた児童等の保護】

- いじめを受けた児童、いじめ等を報告した児童の心身の安全の確保
- いじめを受けた児童、いじめ等を報告した児童に対し、教職員は徹底して心身の安全を守ることを伝えての不安の除去
- いじめを受けた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い、支える体制の確立
- 家庭と協力しながら、いじめを受けた児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情の低下の防止
- 校内だけで解決が困難な場合は、各種団体や専門家と協力しての解決
- いじめを受けた児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携を図りながらの指導

【いじめ等を行った児童への指導】

- いじめ等は人格を傷付け、人権を踏みにじる行為であり、生命・心身・財産を脅かす行為であることの理解と、自らの行為の責任の自覚化

- 必要に応じて、いじめ等を行った児童を別室で指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた児童を守りながらの指導
- いじめ等を行った児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合、及びいじめを受けた児童の生命、心身、財産に甚大な被害が生じるような場合は、所轄の警察署等と連携した対応

【いじめを受けた児童の保護者への対応】

- いじめ等に関する事実関係等の情報の適切な提供
- いじめを受けた児童に対して、教職員は徹底して心身の安全を守ることを伝え、いじめを受けた児童の保護者の不安の除去
- いじめを受けた児童、いじめ等を行った児童の対応、学級や学校の対応等について話し合う場等を設定し、保護者との信頼関係の構築

【いじめ等を行った児童の保護者への対応】

- いじめ等に関する事実関係等の情報の適切な提供
- いじめ等を行った児童に対する措置、指導内容、家庭との協力内容等を伝え、家庭と連携した指導
- いじめを受けた児童といじめをした児童の認識が異なる場合は、証人、物証等を明確にした事実に基づいた報告や指導

【その他の児童に対する対応】

- いじめ等に関する事実関係等を必要に応じて伝えるとともに、いじめを受けた児童を温かく学級に受け入れることができる指導
- いじめを受けた児童が不利益になる情報や不確かな情報を口外しない指導

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- 児童が自殺を企図した場合
- 心身に重大な被害を負った場合
- 財産等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめ等により転学を余儀なくされた場合
- いじめにより、一定期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

(2) 重大事態への対応

- 即時、市教育委員会への報告（指導・助言を受ける）
- 組織で事実関係を明確にするための調査の実施
- いじめを受けた児童及び保護者に対して事実関係の情報の適切な提供
- 調査結果を市教育委員会へ報告（市教育委員会の指導・助言を受けながらの必要な措置）
- 学校の設置者が調査主体となった場合、設置者の調査組織に必要な資料提出や調査協力
 - ※ 児童や保護者等から、いじめ等を受けて重大事態に至ったという申し立てがあった場合、その時点で学校が「いじめが原因ではない」「重大事態とはいえない」と受け止めたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査の実施

6 いじめ問題に取り組むための校内組織

<報告・指導の流れ>

情報をつかんだ者 ⇒ 生活指導主任 ⇒ 校長・教頭 ⇒ 不登校・いじめ等対策委員会

【対応の仕方や役割分担の確認】

- 事実確認と報告
- 関係児童への対応について複数で確認（学級担任、生活指導主任、児童と信頼関係のある職員）
 - ・被害児童のケア・聞き取り（学級担任等）
 - ・加害児童の指導・聞き取り（生活指導主任等）
 - ・周辺児童への聞き取り（級外職員等）※ケースによって判断
- 保護者対応について確認
 - ・被害児童の保護者への報告・謝罪（管理職）※ケースによって判断
 - ・加害児童の保護者への報告・助言（担任・管理職）※ケースによって判断
- 関係機関との連携や対応について確認
 - ・市教育委員会への報告（教頭）

○ 被害児童の状況の見取りと心のケアの実施（学級担任・生活指導主任）

○ 加害児童の状況の見取りと指導の実施（生活指導主任・学級担任）

校長・教頭

○ 被害児童保護者への報告・謝罪を家庭訪問により実施（教頭・担任）

○ 加害児童保護者への報告・助言を家庭訪問により実施（教頭・担任）

.....ここまで当日実施.....

翌日以降

【全職員での共通理解】

- 全校で再発防止指導
- 保護者への再発防止の啓発
- いじめ等の要観察（目安は3か月間）